

2022年（令和4年）10月26日

各 位

近畿弁護士会連合会
理事長 吉田 和 宏

シンポジウム「法定審理期間訴訟手続の問題点」 のご案内

平素は、当連合会の諸活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、民事裁判のIT化のための民事訴訟法等の改正法が2022年5月18日に成立し、その中で審理期間を限定した「法定審理期間訴訟手続」が新設されました。審理期間を限定する訴訟手続は、民事裁判のIT化を検討していた民事裁判手続等IT化研究会において裁判所が提案したものが始まりですが、同手続は外国の訴訟制度にはなく、かつ、日本でも、本格的な論文や学会、弁護士会などでシンポジウムが開催されたこともなく、十分な検討や議論がないままに新設されました。

この訴訟手続が国民の裁判を受ける権利を侵害することがないかについて法制審部会及び国会審議で議論があり、全国の11の弁護士会は反対または慎重な審議を求める会長声明を出し、主要消費者団体は反対する共同声明を出し、新聞の論説は拙速な裁判になると警鐘を鳴らしましたが、民事裁判のIT化とセットにして法改正が行われ、法定審理期間訴訟手続の規定ができました。

今般、審理期間を限定する訴訟手続が提案されてから改正法成立までの経緯と、この訴訟手続の目的、問題点並びに改正法成立後の動きを明らかにするシンポジウムを下記の要領で開催いたします。

つきましては、参加を希望される方は、下記【申込方法】によりお申し込み下さい。

記

- 日 時 : 2022年(令和4年)11月29日(火)午後6時~午後8時
会 場 : 大阪弁護士会館12階1203会議室 及び Zoomウェビナー
内 容 : 報告 ・ 法定審理期間訴訟手続の規定が設けられるまでの経緯、
・ 同手続の問題、
・ 民事裁判制度に与える影響
・ 今後必要な取り組み、について委員から報告
講演 鶴田 滋氏(大阪公立大学法学部長・大学院法学研究科長・教授)
主 催 : 近畿弁護士会連合会
共 催 : 大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会
滋賀弁護士会、和歌山弁護士会

【申込方法】

1 【会場参加をご希望の場合】(定員:50名)

以下、URLまたはQRコードからお申し込みください。

https://www.osakaben.or.jp/web/entry/form.php?id=id_634cfae2ed584

<会場参加の申込期限>: 11月22日(火)

(定員がありますので、定員に達した時点で締め切ります。)



主催: 近畿弁護士会連合会

共催: 大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会

▼会場での参加にあたってのご協力をお願い

- ・参加される際は必ずマスクの着用をお願いいたします。
- ・受付に、消毒用アルコールを設置しております。
- ・37.5℃以上の発熱がある方、及び、体調不良の方については参加をお控えいただくこととなりますので、予めご了承ください。

2 【web参加をご希望の場合】（定員：950名まで可能）

以下URLまたはQRコードからお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_XTe4_7LBT0u1xGZ0oAtEgQ



※事前登録の際の「名」・「姓」・「登録番号（弁護士の方のみ）」・「メールアドレス」を必ずご登録ください。

＜web参加の申込期限＞：11月22日（火）

（定員がありますので、定員に達した時点で締め切ります。）

- ・Zoom の操作方法等は、Zoom 公式サイトをご参考ください。 <https://zoom.us/>
- ・Zoom での参加のための通信機器や通信回線等の利用環境はご自身でご準備ください。
- ・録画・録音は禁止とさせていただきます。
- ・インターネットを通じた配信については、ご利用されるデバイスや通信環境により配信できない場合や参加いただけない場合がありますので、予めご了承ください。これらの不具合について主催者は責任を負わず、サポート対応等も行いかねますので予めご了承ください。

以上

本件に関するお問合せ先
近畿弁護士会連合会司法問題対策委員会担当事務局（谷口）
TEL：06-6364-1681

主催：近畿弁護士会連合会

共催：大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、奈良弁護士会、滋賀弁護士会、和歌山弁護士会